反問権の運用について

第9条第1項

- 1 行使について
 - (1) 反問権を行使する場合の手順は、以下とする。
 - ア 反問権を行使する者は、挙手し、議長若しくは委員長(以下「議長等」という。) から指名を受ける。
 - イ 指名を受けた後、反問により、趣旨を確認したい発言部分を議長等に告げ、許可を申し出る。
 - ウ 反問の許可を得た後、議員若しくは委員(以下「議員等」という。) に質問の趣 旨を確認する。
 - エ 議員等は、反問に対する回答をした後、反問に対する回答の終了を表明する。
 - (2) 反問権を行使できるものは、課長職以上とする。

例)

- 議員 [質疑・質問]
- 市長 議長、市長(挙手)
- 議長 市長(指名)
- 市長 ただいまの○番□□議員の△△について、趣旨を確認したいため、反問の許可を 願います。
- 議長 ただいまの反問については、これを許可します。
- 市長 \bigcirc 番 \square \square 議員 \bigcirc \triangle については、 \times \times ということの趣旨でよろしいですか。
- 議長 ○番□□議員(指名)
- 議員 ただいまの市長からの反問について、お答えします。△△については、●●とい うことです。以上で、反問に対する回答といたします。
- 2 反問における質疑等の取り扱いについて
 - (1) 本会議での質疑において、反問に対する議員等の回答については、これを小田原市議会会議規則第53条の規程の質疑の回数に含めない。
 - (2) 本会議での一般質問、代表(関連)質問及び個人質問並びに時間制限を設けている委員会での質問において、反問に対する議員等の回答については、これを質問時間に含めない。